

第3回愛媛地方最低賃金審議会

資 料

令和2年7月28日

愛媛労働局労働基準部賃金室

第3回愛媛地方最低賃金審議会

資料目次

令和2年7月28日

1	愛媛県最低賃金に関する意見提出者一覧	1
2	意見書等	
(1)	「雇用か賃金かの選択肢は誤り、コロナ禍の労働者の生活に目を向け、いまこそ中小企業の支援策の拡充とセットで最低賃金の大幅引き上げを求める」愛媛県最低賃金改正にあたっての意見書(写)(愛媛労連・愛媛一般労働組合 委員長 稲葉 美奈子)	3
(2)	愛媛県最低賃金改正にあたっての意見書(写)(愛媛地方労働組合連合会 青年部 部長 山内佑樹)	7
(3)	愛媛県最低賃金の2020年度改定についての意見(写)(日本自治体労働組合総連合愛媛県本部 書記次長 堀川孝行)	11
(4)	愛媛県最低賃金の2020年度改正についての意見書(写)(コープえひめ労働組合 執行委員長 濱本昭大)	15
3	愛媛地方の最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請書	17
4	令和2年度愛媛地方最低賃金審議会オブザーバー名簿	19

愛媛県最低賃金に関する意見提出者一覧

	意見提出者 氏 名	所属・役職名等	意見陳述 の希望	備 考
1	稲葉 美奈子	愛媛労連・愛媛一般労働組合 委員長	無	
2	山内 佑樹	愛媛地方労働組合連合会青年部 部長	無	
3	堀川 孝行	日本自治体労働組合総連合（自治労 連）愛媛県本部 書記次長	有	意見陳述する者は 書記次長
4	濱本 昭大	コープえひめ労働組合 委員長	無	

2020年7月20日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 小田 敬美 様

愛媛労連・愛媛一般労働組合
委員長 稲葉 美奈子

**「雇用か賃金かの選択肢は誤り、コロナ禍の労働者の生活に目を向け、いまこそ中小企業の支援策の拡充とセットで最低賃金の大幅引き上げを求める」
愛媛県最低賃金改正にあたっての意見書**

今年になって急速に感染拡大し、今なお感染者が増加している新型コロナウイルスは、感染拡大が広がり始めた3月以降、全国一斉休校や自粛要請、緊急事態宣言により人の動きをとめ、それに伴う休業や業務短縮などが労働者の雇用と生活を直撃しました。

なかでもコロナ禍において、最低賃金では、派遣、パートやアルバイトの非正規雇用で働く労働者の暮らしを守ることができないことがより一層鮮明になりました。

私たち愛媛労連・愛媛一般労働組合は、働けばまともに暮らせる最低賃金、将来不安のない賃金・働き方を求め、職場で困難に直面する労働者と一緒に職場での働き方を変えるために活動し、コロナ禍での労働相談活動を愛媛労連労働相談センターと一緒に続けてきました。

この間の「愛媛労連労働相談ホットライン」等で寄せられた新型コロナウイルス関係の相談状況は、アルバイト・パート、派遣、契約等の非正規労働者に対する解雇・雇い止めや休業補償に関する内容が増加し、業種では、観光産業や飲食業、販売業が多く、企業規模は中小零細企業が多くなっています。

寄せられた相談を一部紹介すると、新型コロナウイルスの影響で、「仕事がなくなった」、「お店がいつ再開するかもわからない、会社からは何の補償の話もない」、「正社員には休業補償が支払われるが、パートやアルバイトにはないと言われた」、「休業補償を支払ってもらえない」、道後のホテル等で働く労働者からは複数の相談が寄せられており、「派遣先も派遣元も休業補償をしてくれない」、「会社からは一方的に無給で休んでくれと言われたが、正社員には休業補償が支払われたと聞いた」、またカラオケや飲食で働く労働者からは、「勤務日数や勤務時間が減らされて、携帯代が払えない」、「家賃が払えない」など、生活できないという労働相談が多く寄せられています。

政府は、一律10万円の助成金や雇用調整助成金の申請手続きの簡素化や助成金の引き上げ等を行い、解雇や雇止めを防ぐための制度も拡充をしてきましたが、労働相談から見ても、非正規労働者に適用させない等の差別的な対応や、無給の休業や解雇に踏み切ったとみられた相談が多く寄せられた。「5月の休業補償はない」と言われたという労働相談から愛媛一般労働組合に加入した組合員の会社との団体交渉では、労基法で義務づけられている賃金の60%をすぐに支払ってきたものの、資本金20億円の大企業にもかかわらず60%以上の補償を頑なに拒否しまし

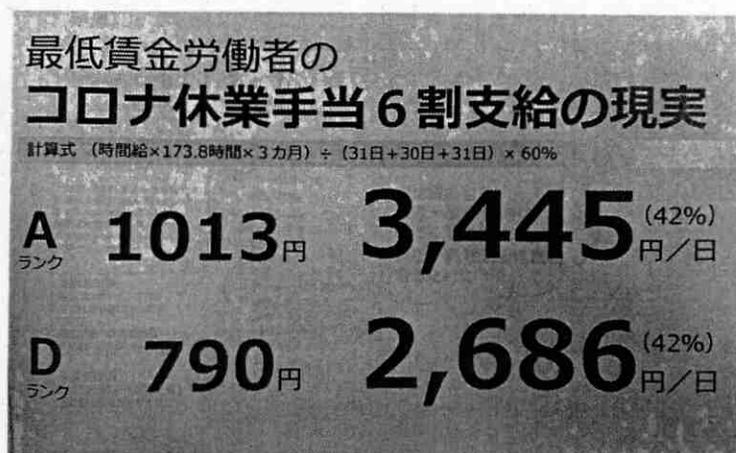
た。相談を受けてきた中でも、交渉して支払われるだけまだいいケースで、4月の労働力調査からみても、前年同月比で97万人の非正規労働者が減少しており、多くの非正規労働者が無給休業を余儀なくされた挙句、退職をせざるを得ない状況になっていることは明らかです。コロナ禍で改めて、最低賃金に近傍する非正規労働者が生活苦に陥っていることが浮き彫りになりました。

以下、2点指摘して意見書とします。

①相次ぐ災害やコロナ禍でも生活苦に陥らない最低賃金を

現行の愛媛の最低賃金790円では、年末年始もない、お盆休みもない、週5日、毎日8時間ずっと働き続けても未だに年収200万円と呼ばれるワーキングプアにも届きません。ましてや、今回のような災害になると、最低賃金水準の労働者の休業手当では生活できない状況に陥ります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、休業要請が行われ、多くの企業で休業が実施されました。その際、労働者には休業手当を支払うことが「労働基準法 26条」で「60%以上の手当の支払いを義務づけ」を定めています。しかし、労働者のコロナ休業手当は、仮に最低賃金で算出したところ、Aランク 1,013 円→3,445 円/日 Dランク 790円→2,686 円/日と



なります。この金額で生活していくことは困難ですが、現実起きていて、↑全労連 Twitter より

たのです。
また、最低賃金は「生活保護との整合性を配慮する」とされていますが、こうした緊急事態時の賃金補償(6割)では、最低賃金水準だと、生活保護基準を下回ることになり、生存権が脅かされているのです。

企業倒産時の立替制度では 8 割補償であり、そもそも休業補償が 6 割と低い水準にあること自体も問題ですが、最低賃金法 9 条 3 項の「健康で最低限度の生活」を送るためには、例え6割となっても生活保護基準を上回る賃金水準にしなければならないのではないのでしょうか。

また、雇用安定助成金などの休業補償の上限額が当初「1 日 8,330 円」でしたが、これは時給換算で 1,041 円であり、最低賃金が一番高い東京の最低賃金の 102.7%と低く抑えられ、多くの労働者にとって、賃金の全額補償に程遠いものがありました。それらも低い最低賃金が基準になっている事が原因といえます。

労働者はいつ何時も、どのような事態でも賃金収入のみで生活している人が圧倒的多数です。こうした点から考えても、健康で文化的な最低限度の生活を営める賃金に最低賃金を合わせていくことが必要です。そのためには、最低賃金の大幅引き上げは必須で、コロナ禍を原因に引上げを凍結するようなことがあれば、ますます労働者の生活は困窮し、地方の地域経済の衰退を招く事態になりかねません。

②コロナ禍でも最低賃金引き上げをして、内需拡大で景気回復へ転換を

2008年のリーマンショックによる経済危機に直面した際にも、海外では賃金を引き上げてきました。当時アメリカは最低賃金を10.7%引き上げ、時給7.25ドル(約718円)に。韓国は6.2%アップの4,000ウォン(約320円)に引き上げました。

2020年のコロナパンデミックでも、イギリスが4月に6.2%の引き上げ、アメリカでは1月に21州が引き上げ、4州で時給15ドル(約1,600円)となりました。中長期的な視点に立てば、必然的に需要喚起のために賃金をあげる必要が出てくるからで、日本の場合は短期的な視点のみで経済界の要請に応じて、リーマンショック時には人件費の切り下げをしてきました。その結果、国民の消費購買力が回復せず、深刻なデフレから脱却できなくなったのです。先の失敗を繰り返すのではなく、最低賃金の大幅引き上げは、国民生活の底上げに直結し、アフターコロナの景気回復に必須の条件となります。特に中小零細企業が多い県内において、賃上げで購買力を上げることなしに、地域経済回復の道はありません。コロナを理由に最低賃金の凍結や抑制をすることになれば、景気回復は遅れ、都市部との格差も開いたままとなります。

以上の理由からも、今年度の愛媛県最低賃金額を決定するにあたり、コロナ禍において、「支払い能力」は、経営者個人の力ではどうにもならない不安定な要素であることがはっきりしました。だからこそ、「労働者の生計費」に基づいた「健康」で「文化的な」生活を送るために必要な最低賃金はいかほどか、「生活の質」や「生存権」を最優先に考慮いただき、適正な金額を決定していただくことを強く要望します。

以上

2020年7月20日

愛媛地方最低賃金審議会会長

小田 敬美 様

愛媛地方労働組合連合会青年部

部長 山内 佑樹

愛媛県最低賃金改正にあたっての意見書

私たち愛媛地方労働組合連合会青年部（略称：愛媛労連青年部）は、愛媛県内で働く青年労働者の権利を守り、労働条件改善のために日々活動しています。最低賃金の引き上げはすべての労働者の賃上げにつながることで、とりわけ低賃金で働く青年層の要求としてとらえ、意見を反映されるよう求めます。

（１） コロナ禍で浮き彫りになった最低賃金ではまともな暮らしはできない

新型コロナウイルスの感染拡大による、一斉休校や緊急事態宣言を受け、休業や自粛を余儀なくされたことにより、労働者の生活が一変しました。とりわけ、コロナ下で影響を受けた労働者は、アルバイトやパートなどで、最低賃金に近い時給で働く非正規労働者です。今年の4月からパートタイム・有期雇用労働法により、同一労働・同一賃金が施行されましたが、この直後に感染拡大した新型コロナウイルスにより、正規雇用労働者には休業補償が支払われたり、優先的に仕事（シフト）に入れてもらえたりしましたが、非正規労働者は一方的に無給休業を強いるなどの多くの差別的対応が横行し、その相談が愛媛労連労働相談センターへと相次ぎました。

とくにコロナ禍でも休めない医療、行政、介護、保育、流通、コールセンター、スーパーやコンビニなどで働く青年は感染の危険を感じながら、若者は重症化しない等といった理由からも社会を維持するために

ライフラインを支える生活分野に多くの低賃金労働者
懸命に働いてきました。職場になく
てはならない基幹化された労働者
であるにもかかわらず、非正規雇用
の割合も多く、そのため最低賃金に
近傍する労働者が多く存在するの
はご承知のとおりかと思えます。

さらにより一層深刻となったの
は、アルバイト先の休業などが理由
で収入が減った学生です。

学生団体の「高等教育無償化プロジェクト FREE」は「新型コロナ感染拡大の学生生活への影響調査」を実施し、4月27日までに延べ1200人の全国の学生が回答。4月29

職種	時給（注1）	非正規の割合（注2）
小売販売員	951円	67.10%
保育士	1,136円	42.50%
パン・洋菓子製造	948円	64.00%（食料品製造）
トラック運転手	1,232円	48.10%（配達員）
国の非常勤職員（注3）	約1,200円	50%超

（注1）厚労省「令和元年賃金構想基本統計調査」より作成。企業規模10～99人。
短時間労働者の1時間当たりの所定内給与額。小売販売員は百貨店を除く。

（注2）総務省「平成27年国勢調査」より作成。

（注3）国の機関により異なる。

日に公表された同調査結果によれば、「家族の収入が減った」「なくなった」学生が5割、「アルバイトの収入が減った」「なくなった」学生が7割、5人に1人が「大学をやめる」ことを検討しはじめていることが明らかになりました。

また、愛媛大学の学生サークル「学術文化会議」によれば、「学術文化会議」が4月29日から愛媛県内の学生を対象として「新型コロナウイルス（COVID-19）感染症による生活への影響調査」を行い、5月25日に調査結果を公表。264人の愛媛県内学生の回答が集まり、「世帯収入が減少した」「ゼロになった」学生が46%、「本人のアルバイト収入が減少した」「ゼロになった」学生が65%、「休学や退学を検討している」学生が6人という結果になっています。学生やその保護者の中には収入が激減し、学業を継続することが困難と感じている人が少なくありません。本調査により、愛媛県内の学生もコロナ禍によって多大かつ深刻な影響を受けていることがわかりました。

さらに、「学術文化会議」の6月23～28日にかけての「県内学生の現在の経済状況について」のアンケートに寄せられた声は切実です。「コロナの影響でアルバイト先が休業になり、ギリギリで生活している」（愛媛大学/4回生/自宅外生）「コロナ発生以降、4・5月のアルバイト収入が激減し、6月も全くアルバイトできていない状況が続いている。奨学金を借りているが、奨学金のみでは学費、生活費、家賃、光熱費などを全て賄うことは難しい」（愛媛大学/4回生/自宅外生）「かなり厳しい。仕送りは無く、収入は半分以下になり、生活費だけでカツカツ」（愛媛大学/4回生/自宅外生）「バイトもなく仕送りに頼っているが、両親の収入も減っているとは聞いているので心配。食料品や生活必需品の買い出し以外は外出しないので普段より支出は減っているが、普段の生活に戻った時が不安」（愛媛大学/3回生/自宅外生）など。

日本学生支援機構の調査によれば、アルバイト就労率は、大学昼間部の学生の場合、2018年時点では86.1%であり、2014年から12.9ポイント増加しています。これまで多くの学生がアルバイト収入によって自らの経済状況を支えてきましたが、コロナ禍のなかでアルバイト収入が減少、あるいはゼロになることによって、学生の経済状況は大きく悪化したと考えられます。

圧倒的に低い愛媛県の最低賃金では、蓄えることは困難で、ひとたび災害や今回のようなコロナ禍において、生活そのものが困難な状況に陥ることが浮き彫りとなりました。

（2）ただ生きるためだけの賃金ではない

最低賃金の金額決定の考慮要素であり、労働者が生きるために必要な生計費はどの要素においても一番に考慮すべき点です。なぜならば、労働者は労働力を売る以外に生活するためのお金を手に入れる方法がありません。今回のコロナ禍で多くの労働者が休業や失業を余儀なくされたにもかかわらず、直接救済するものは10万円の一律給付以外ありませんでした。雇用調整助成金や緊急安定助成金、持続化給付金などすべては事業者が申請し、事業者を支払われるものです。労基法上、労働者へは賃金の6割という生活できない賃金しか補償されず、されればまだいいほうで、多くの非正規労働者が救済されない事態となりました。問題が浮き彫りになり、ようやく労働者個人が申請できる休業支援金・給付金

が新設されましたが、最低賃金が1,500円以上あって、きちんと休業補償が支払われれば労働者が路頭に迷うことはなかったはずで。

憲法25条には「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されていますが、最低賃金がただ生きられるぎりぎりの水準で良いということにはなりません。人ひとりが生活するために税金や社会保障費、住居費、食費、水道光熱費、通信費等の負担は最低限が必要です。それに「健康」と「文化」を保障しなければならないのです。そして、「備え」も必要なのです。

全労連は「最低生計費試算調査」を実施しており、結果を見ると、全国各地での最低生計費には大差ないことも明らかとなっています。(右図)

「最低生計費試算調査」は、最近では18都道府県で行われました。若者が一人暮らしで、人間らしく生活するには、月22万円～24万円(税込)の収入が必要で、時間額にすると

1,400円～1,600円(月150時間労働)必要との結果となっています。

さらに、東京都北区(Aランク)は1,664円、佐賀県(Dランク)は1,613円で、東京の高い住居費は、佐賀では自家用車所有が欠かせないことで相殺され、地方と大都市でも生計費に大きな差はありません。「大都市は生計費が高い」ことが常識ではなく「生計費はどこも変わらない」ということが明らかになり、最低賃金は全国一律であるべきとの科学的な根拠となっています。

最低賃金を決めるための要素が生計費のほかに、使用者の支払い能力が含まれるのは日本特有なことで、この要素は、コロナ禍と同様に、支払い能力のない中小零細企業に国の支援が受けられることを当たり前にしていけばいいのです。労働者だけに低賃金を押し付けていることが異常なのです。

(3) 最低賃金の格差是正を

年々、地方と都市部の最低賃金の格差は縮まるどころか拡大し、この10年で2倍の広がりとなっています。現行の愛媛の最低賃金790円と東京都の1,013円を比較すると223円の差があり、月額で3万円以上の開きを生じさせています。都市部との賃金格差は県内から労働力の流失を招き、地域の購買力を弱め、地方景気の悪化をもたらします。また、都市だけでなく、同じ四国・香川の最賃は818円で、愛媛との差は28円もの差があるのです。この格差は同一労働・同一賃金の観点からも到底納得できません。同じ時間働いてより多く賃金がもらえる都市部に人口が流失し続けると、地方の自治体サービスの悪化や自治体が消滅する可能性までも危惧され、人口減少による地域崩壊の一端に地域別最低賃

全国どこでも変わらない生計費 (男性・月150時間労働)

最低生計費試算調査の結果

2019年12月24日調査

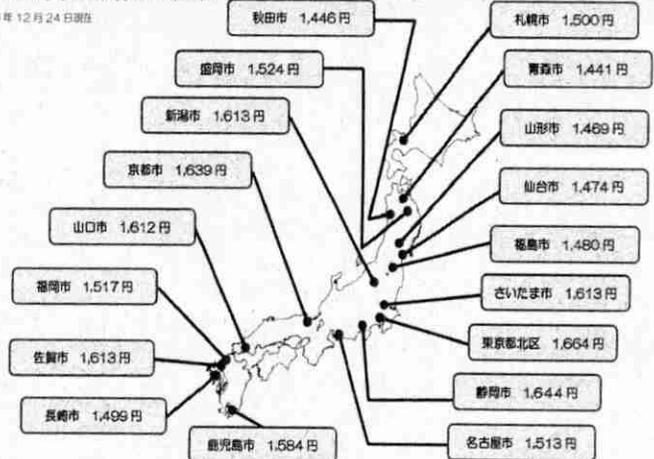


図 全労連中賃審議会への意見書から

金が加担していると言わざるを得ません。

中央最低賃金審議会の目安そのものが、地域別最低賃金を地域独自の観点から審議されることを妨げ、目安以上に引き上げられない重しとなっていると言え、構造上限界を迎えていると言えます。

また、憲法 14 条の「法の下での平等」において、格差を容認し続ける最低賃金の地域間格差は今すぐなくすべきです。

今年度の愛媛県最低賃金額を決定するにあたり、ぜいたくをせず、つつましいながらも「健康」で「文化的な」生活を送るために必要なものはいかほどか、改めて支払い能力ではなく、「生活の質」や「人間として生きる水準」を最優先に考慮いただき、適正な金額を決定していただくことを強く要望します。

以 上

2020年7月20日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 小田 敬美 様

日本自治体労働組合総連合（自治労連）愛媛県本部
書記次長 堀川 孝行
愛媛県松山市三番町 8-10-2

愛媛県最低賃金の2020年度改定についての意見

1. 新型コロナ禍は何を明らかにしたか

今年に入り新型コロナウイルスが蔓延し、感染拡大防止に世界中でとりくみがなされている。感染リスクが高まるもと、感染症患者対応での医療・介護、保健所・衛生研究所、運輸、学童・保育、生活補助・経済施策では自治体など、肉体的・精神的にも疲労困憊しながら、それぞれの仕事にとりくんでいる。こうした国民生活に不可欠で休業できない仕事をするエッセンシャルワーカー（医療関係者、介護、保育、トラック運転手、ゴミ収集係、警備員、スーパーのレジ係など、コロナ禍において身の危険を感じながらも現場で働き続けている方々を指す）によって私たちの生活が成り立っている、その重要性が改めて確認できた。ただ、こうした産業の非正規労働者率が高まっており、私たちの生活はずいぶん以前から最賃近傍で働く非正規労働者が支えているということが指摘されてきた。

今回の休業要請、緊急事態宣言などで多くの人・業界が影響を受けているが、非正規労働者は失業の不安、収入が断たれる、感染の恐怖などともたたかっている。労働相談・生活相談で寄せられる実態では、そもそもの給料が低すぎるうえに新型コロナで追い打ちをかけられ、仕事を奪われるケースも少なくなく、休業に対する補償が行われないケースも多かった。

また、新型コロナ禍では、人口集中がリスクであり、集中から分散へと、地方で生活できる働き方、逆説的だが最低賃金の大幅引き上げと全国一律制の必要性も示すこととなった。

そして日本の経済や生活基盤が脆弱化していたところに、感染拡大が追い打ちをかけ、国民の中にあつた漠然とした不安が噴出することとなり、将来不安が目の前の不安を拡張させている。この間労働分配率が低下し、税や社会保障の負担が増えていることによって、労働者の消費動向は低下し続けている。非正規雇用労働者・格差と貧困の拡大にも困難の根深さがある。

社会生活の基礎を担う労働の対価が、現在の最低賃金の設定額では低すぎると言わざるを得ず、これらの人々と産業を支え、日本経済の持続的発展と国民の健康を守るために、最低賃金を引き上げることが必要と考える。

産業別非正規労働者比率／2019年

産業別	非正規率
農林・漁業	54.5%
製造業	38.0%
卸売業・小売業	50.1%
宿泊・飲食サービス業	75.5%
生活関連サービス業	58.7%
医療・福祉	38.6%
上記以外のサービス業	50.3%
教育・学習支援業	40.5%
公務	16.5%

「公務」での非正規雇用労働者の割合が低いのは、警察や消防なども含めた総人員で計算されているため。実態とはかなり齟齬がある。

2. 最低賃金額と生活できる水準の保障

最低賃金は、憲法 25 条にある「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」ために、法律で「それ以下では人を働かせても、働いてもいけない」と定めた賃金額である。また、労働基準法の第 1 条では「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めている。

それらをふまえ、愛媛県の現在の最低賃金は 790 円であり、上記を満たすに十分な金額と果たして言えるのか。特に今年は新型コロナウイルス感染拡大防止として、企業活動の自粛が求められた。そのため 5 月の休業者は約 600 万人にのぼり、休業補償として最低 6 割以上の賃金保障が雇用調整助成金などで手当するとしたが、通常の賃金の 6 割の補償となれば、雑な推計だが仮に愛媛の最低賃金額で月 150 時間働くと仮定すると 118,500 円の 6 割=71,100 円となる。雇用調整助成金の日額が 8,330 円から 15,000 円に引き上げられたが、これは生活維持に不十分であることも示している。

なお、株式会社いよぎん地域経済研究センター（2019 年 11 月 25 日報告）によれば、県内企業従業員の平均時給は、パート・アルバイトは「801~850 円」（28.3%）が最も多く、850 円以下の割合は全体の約 4 割を占めていると報告されている。

県内大学生も親の収入やアルバイト求人がなくなり、生活に困窮し、大学に通えず退学を考える学生もいると学生サークルが実態調査を行い、愛媛では大学による給付金、自治体による奨学金、「学飯プロジェクト」なども取り組まれている状況だ。

また、貯金ゼロ世帯の割合は「単身世帯：38%」「2 人以上世帯：23.6%」と、約 3 割の世帯に貯蓄がない（2019 年 11 月「2019 年家計の金融行動に関する世論調査」）。

最低賃金が低いから、新型コロナ禍で一気に困窮する国民がある。生活を維持するために必要な費用=生計費の観点が必要である。

3. 「会計年度任用職員」制度の施行

2020 年度から同一労働同一賃金の実現に向けて、パート・有期労働法の施行なども行われる。地方自治体では「会計年度任用職員制度」が施行され、一部処遇が改善されることとなったが、公務職場では人件費削減が進められ、正規職員を非正規職員に置き換え、先述のエッセンシャルワーカーのように職場で欠かせない戦力でありながら、処遇が低すぎるのが問題となってきた。「制度」は給与上限（大卒初任給上限）の設定、年度単位の任用という不安、非正規置き換えのさらなる進行、委託化の推進も懸念されている。このような流れを変えるうえでも、最低賃金を大幅に引き上げ、非正規化・委託化に一定の歯止めをかけることも重要な課題である。

4. 地域の維持・発展へ、地域間格差の是正に全国一律制を

いま地域間格差が人口流出を助長し、地方・地域をやせ細らせている。最低賃金額と人口流出には強い相関関係がある。

自民党の最低賃金一元化推進議員連盟（会長・衛藤征士郎衆院議員）は 6 月 11 日、コロナ禍でも最賃を引き上げるべきとする緊急提言を確認した。提言は「（経済成長の源泉である）生産性とは賃金水準そのものであり、賃金が上がらなければ将来の社会保障も支えられない」と指摘。「コロナ禍の厳しい状況でも、将来を見通し、最賃の水準

を少しでも上げることに取り組まなければならない」と強調。新型コロナの影響を避けようと、若者が地方への移住を考える際、最賃の地域間格差はその妨げになるとも述べ、「東京一極集中を是正する観点からも全国一律最賃は不可欠」とした。全国一律には約10年の経過措置をとり、中小企業への安定的で効果的な支援策が必要とする。財源は、内部留保に0.5%課税し毎年2兆2500億円を確保する意見を紹介している。

衛藤会長は以下も指摘する。「地方創生と言うが、今でも東京などへの一極集中現象は続いている。なぜか、都市部の最賃が高いからだ。例えば、最低額790円の一方、東京は1,013円。この223円の時給差を年収換算すると約40万円になってしまう。最賃引き上げは間違いなく、経済の底上げ、家計押し上げにつながる。世界のどこでも、最賃は経済政策の側面からやるべしという意見だ。さらに国内の非正規労働者の割合は4割、日雇いで働く人たちもいる。最賃引き上げの効果がいかに大きいかがよく分かるだろう。大分と東京を同じ最賃にしておけば、なにも大分から出なくてもいい。東京一極集中にブレーキをかける一番大きなツールが最賃引き上げと全国一元化。そして、地方の商店街が元気を維持し回復する効果もある。地方創生と少子高齢化社会の克服、そのための欠かせない一丁目一番地の政策だ（連合通信社インタビュー）」。

この間の全労連の「最低生計費調査」結果では、全国各地の最低生計費には大差なく、全国どこでも月額22万~24万円、時給1,400~1,600円が必要と明らかにした。また日本より新型コロナが深刻なイギリスであっても、最低賃金を6.2%引き上げている。最低賃金の凍結や抑制は、経済に対する負の効果しかない。消費を向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的である。

最低賃金制度は、全ての労働者の賃金引き上げに有効な施策であり、賃金底上げ機能も有している。あわせた中小企業支援の必要性も付言し、下記に要点を述べる。

記

1. ワーキングプアをなくすために、8時間働けば普通に暮らせる最低賃金額への大幅な引き上げ、早期に時給1000円の実現、1500円の達成を求める。
2. 愛媛県の現在の最低賃金額が、憲法・各法律、生計費などを実現する手取り実額であるか、審議会として検証されたい。特に、新型コロナ禍で多大な影響を受けた「非正規労働者が生活できる水準であるか」の検証を求める。
3. 人口流出に歯止めをかけ、地域を維持・発展させるという観点から「全国一律制度」実現を要望すること。また地域間格差を拡大する「目安ランク制度」の廃止・是正要求を出すことを求める。
4. 審議会として、最低賃金上方改定で必要と考えられる、中小零細企業支援策、最低賃金制度の改善、国・中央審議会への意見など、愛媛県最低賃金審議会として必要な意見表明をしかるべきところに行うことを求める。

以上

2020年7月21日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 小田 敬美 殿

コープえひめ労働組合
執行委員長 濱本 昭大



愛媛県最低賃金の2020年度改正についての意見書

労働者の労働条件の向上と県民経済の健全な発展に向けて、ご尽力されている委員の皆様には敬意を表します。

昨年10月に愛媛県の最低賃金額が790円となり、東京の1,013円と時給223円の地域間格差は年々広がっています。この格差は、フルタイム(1日8時間、週40時間、年間52週)で、同じ仕事を同じ労働時間で働くと年収463,840円の差となります。商品にこれほど地域間格差はなく、最低賃金の差は愛媛県が全国の最低賃金で一番低い15県の1県であることと併せて、最賃の高い東京など都市部へ人口が流出し、人口減少・人手不足が深刻になっている現状です。しかも、この都市部への人口集中が今回のコロナウィルスによる感染を深刻にしているという指摘もあります。

今回のコロナウィルス感染拡大によって、国民の日常生活を支える流通や医療、介護、福祉などエッセンシャルワークに従事する労働者の多くが、その県の最低賃金近傍の低賃金で働く非正規労働者であることが明らかになりました。不安定な雇用、自らの感染への恐怖などとたたかいながらの仕事をしています。最低賃金の引き上げは、エッセンシャルワークの社会的地位を向上させる上でも重要です。

この間の愛媛労連の労働相談でも、「雇い止め」「解雇」「契約時間の削減」など雇用喪失の現実と恐怖、蓄えがない世帯に対する収入の道が断たれる危惧、自ら感染しかねない恐怖などの相談となっています。2008年のリーマンショックの時に、欧米各国は労働者の賃金を引き上げることで、内需の拡大を図って経済危機を乗り越えました。しかし、日本では、雇用を破壊させ、賃金を抑制し、拡大する貿易に依拠して「経済改善」を進めました。その結果、国民の消費購買力は回復せず、深刻なデフレから抜け出せなくなりました。経済危機を乗り越える口実に、賃金を抑制する「誤り」を繰り返してはいけません。

新型コロナウイルス感染拡大を乗り越え、多くの困難な労働者や市民の生活を守り、経済危機から早く回復させるためにも、全国一律最賃制度の導入をすみやかに、愛媛県の最低賃金を時給1,000円以上に引き上げ、同時に中小企業への支援を求めます。

以上

愛媛地方の最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げ、
地域間格差の解消を求める要請書

1,346筆

愛媛地方労働組合連合会

愛媛地方の最低賃金を直ちに 1,000 円以上に引き上げ、 地域間格差の解消を求める要請書

愛媛地方最低賃金審議会 会長 小田 敬美 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿
中央最低賃金審議会 会長 藤村 博之 殿

■ 請 願 趣 旨 ■

新型コロナウイルスの感染拡大によって、日本経済は深刻な停滞に陥っています。この不況を克服するには、賃金を底上げし、内需を拡大することが必要です。最低賃金を大きく引き上げ、地域間格差を解消することが求められます。

日本の最低賃金制度は、地域別にランク分けされ、諸外国に大きく見劣りする低水準に置かれています。地域間格差が年々広がり、最低賃金の低い地方からの若者などの流出が大きな問題になっています。私たちは、普通に働けば人間らしい生活ができる最低賃金の水準と全国一律最低賃金制度を求めます。それに至る過程として、愛媛地方の最低賃金を、今すぐ 1,000 円以上に引き上げ、格差を是正することを、政治の決断で実現してください。それこそが地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。

そのためにも、地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を行ってください。あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請いじめを正すことなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを整備するよう要請します。

■ 請 願 項 目 ■

1. 愛媛地方の最低賃金を直ちに 1,000 円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業支援企業に対する支援を行うこと。

以 上

氏 名	住 所

※ この署名用紙は、関係行政庁への要請以外の目的に個人情報を利用されることは一切ありません

【取扱団体】全国労働組合総連合（全労連）・国民春闘共闘委員会

令和2年度

愛媛地方最低賃金審議会オブザーバー名簿

(指名年月日 令和2年7月18日)

区分	氏名	現職
労働者側	ゆらよしお 由良 芳雄	丸住製紙新労働組合 執行委員長
	いずみこうじ 泉 浩二	JAM井関農機労働組合 中央執行委員長
使用者側	もりかわたかし 森 川 隆	公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会 専務理事
	おおしたかずや 大下 和也	PHCホールディングス株式会社 人事部糖尿病マネジメントドメイン HRBP室 室長